

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設） 拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	1
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）
要望項目名	土地改良法の一部改正に伴う税制上の所要の措置
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>農業従事者の高齢化や農村における人口減少が深刻化する中、解散を予定している土地改良区が、農村地域の実情に応じた持続的な管理体制へ移行する場合に、施設の適正な管理を維持しつつ、円滑に組織変更できる仕組みを、土地改良法の一部を改正して措置したところであり、これに伴う税制面の措置をする必要がある。</p>
関係条文	
減収見込額	<p>[初年度]        -        (   -   )        [平年度]        -        (   -   )</p> <p>[改正増減収額]        -        (        )        (単位：百万円)</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的 農林水産業・地域の活力創造プラン（令和3年12月24日改訂）に基づき取りまとめられた「人・農地など関連施策の見直しについて」の中で、施策展開の方向として掲げられた農村をサポートする人材育成対策の一つとして、解散を予定している土地改良区が、集落と共同で農業水利施設の管理を行える法人に組織変更できる仕組みを導入。</p> <p>(2) 施策の必要性 農業従事者の高齢化や農村における人口減少が深刻化する中、解散を余儀なくされる土地改良区について、引き続き法人格を維持して円滑に、簡易な施設の維持管理ができるよう、改正土地改良法で、組織変更（解散を予定している土地改良区から一般社団法人又は認可地縁団体への組織変更）が措置されたことから、これに伴う所要の措置が必要。</p>
本要望に対応する縮減案	なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 3 農村の振興</p> <p>《政策分野》 ⑮ 農村を支える新たな動きや活力の創出</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン（令和3年12月24日改訂） 9. 人口減少社会における農山漁村の活性化 農用地の保全や地域資源の活用等により、地域コミュニティ機能の維持・強化を図るとともに、情報通信基盤など生活インフラ等の確保や鳥獣被害対策等を推進し、農山漁村に人が住み続けるための条件整備を進める。 〈展開する施策〉農村を支える新たな動きや活力の創出</p>
	政策の達成目標	なし
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	なし
	同上の期間中の達成目標	なし
	政策目標の達成状況	なし
有効性	要望の措置の適用見込み	現在、145地区において解散が見込まれており、その中から本措置を適用する案件が出てくる見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	組織変更の仕組みの適切な運用により、農村地域の実情に応じた農業用排水施設の持続的な管理が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	なし
税負担軽減措置等の適用実績		なし
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		なし
前回要望時の達成目標		なし
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		なし
これまでの要望経緯		なし